

彦根市男女共同参画フォーラム実施業務委託仕様書

1. 目的

彦根市男女共同参画フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、男女共同参画の理念について市民の理解を深めることや、性別に関わらず一人ひとりが尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた意識の醸成を図るとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを促し、家庭や地域、職場における具体的な行動変容につなげることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進と多様な生き方の実現に寄与することを目的に開催する。

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3. イベント概要

(1) 日程 令和9年3月13日（土）午後

※当日、準備用に会場は9時から使用可（講師控室、表彰者控室は13時から使用可）

※会場の撤収は17時までに終えること。

(2) 会場 ひこね市文化プラザ メッセホール（彦根市野瀬町187-4）

※開催規模 100名程度

(3) フォーラム前実施イベント

「彦根市男女共同参画推進事業者表彰式」

※家庭・地域・職場・その他の社会のあらゆる分野において、女性の能力活用や仕事と生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者（企業・各種団体・自治会等）を表彰する。

※所要時間 約20分間

※事業者表彰式は、本件委託業務とは別に発注者（彦根市）で事業を実施するが、受託者が作成するチラシには記載すること。

4. 委託の内容

(1) フォーラムの企画立案・実施業務

フォーラムの企画立案、事前の準備・手配、当日の運営、片付け・事後処理を行うこと。

実施にあたっては、事前に発注者と協議すること。

ア) 企画立案および運営

・開会にあたり市長挨拶は必須とする。

・フォーラムの出演者は、実施目的に即した者を選定すること。なお、想定していた出演者が出演できなくなった場合は、発注者と協議の上、速やかに代替りの出演者を用意すること。

・会場設営、付帯機器・設備等手配および撤去、受付、出演者対応、司会進行等、当日運営の一切は受託者が行うこと。

・出演者への質疑応答や意見交換を設けるなど、積極的に参加できる雰囲気となるよう工夫すること。

・受託者は事業の実施にあたり、次第および資料等を作成し、参加者に不足のないよう準備すること。

- ・受託者は、参加者にアンケートを実施し、結果の集計と分析を行うこと。なお、アンケートの内容は発注者と協議して決定する。
- ・ステージ上の演題および会場入り口付近の案内看板は必須とする。
- ・事前申し込みにおいて託児を必要とする場合は、託児の対応をとること。(託児室は無料で使用可)
また、託児にあたっては、保育士や看護師などの資格を持つ者を、申込者数に応じて配置することとし、損害保険に加入すること。

イ) 参加者募集、申込受付

- ・参加者の募集およびそれに伴う申し込みの受付等を行うこと。
- ・広く市民から集客に努めること。

ウ) 広報

- ・募集に関するチラシ（A 4 片面）を作成し、PDF データを発注者に提出すること。
- ・チラシを 500 部程度印刷し、配布を行うこと。
- ・参加募集は、発注者で広報ひこねの掲載や SNS での情報発信等を行うが、受託者においても広報に努めること。

(2) 事業の経費

- ・事業の実施に当たり必要な経費はすべて委託料に含めるものとする。
- ・会場使用に係る経費（施設利用料、附属設備利用料、冷暖房使用料等）を文化プラザに支払うこと。
- ・出演者（司会者を含む。）の謝金・旅費等の支払いを行うこと。
- ・参加費は無料とすること。

(3) 業務実施計画書等

- ・業務の委託契約締結後、速やかに次の書類を提出し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。
 - ① 業務従事者等届（運営責任者、業務の各担当者等の氏名）
 - ② 業務実施工程届（工程表）
 - ③ 業務管理体制届
(情報資産の管理体制、障害発生時および緊急事態が生じた場合に備えた連絡体制等)

(4) 委託業務実施報告書

- ・報告内容について発注者から説明を求められた際はこれに応じ、必要な書類等を閲覧させること。

(5) 業務完了報告書等

- ・受託者は業務実施後、速やかに業務完了報告書を作成し、書面 1 部および電子データを提出すること。
- ・業務完了報告書の内容は、「実施概要（日時、開催場所、参加者数、内容）」「アンケート集計結果」「当日写真」を含む形で作成すること。必要に応じて、項目を追加することも可能である。
- ・上記報告書以外に、発注者が求めた際は、必要書類を提出するものとする。

(6) その他

- ・業務の履行に際して不明な点がある場合は、その都度、発注者の指示に従うこと。
- ・本委託に係る成果物のすべての権利は発注者に帰属する。

- ・本委託に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、発注者と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が委託業務の履行に従い、またはこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏洩しないこと。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。
- ・この仕様に定めのない事項は、双方協議の上、定めるものとする。